

乙第1号議案から
乙第3号議案まで

令和2年第2回沖縄県議会(臨時会)議案

(そ の 2)

令和2年5月1日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例	1
乙第2号議案	専決処分の承認について	2
乙第3号議案	専決処分の承認について	7

沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

第1条 令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間においては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事及び副知事に対する給料月額を支給に当たっては、同条例別表第1に規定する給料月額から、知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の30を、副知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第2条 この条例の規定により給料月額を支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

令和2年5月1日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県内における新型コロナウイルス感染症の発生及び感染の拡大が県民生活及び社会経済に広範な影響を及ぼしている状況に鑑み、県民と共に苦難を分かち合い、更なる感染の拡大の防止に取り組むため、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間において、知事及び副知事の給与を減額して支給する措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第2号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として令和2年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同号イ中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め、同項第2号中「電気供給業」の次に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定する事業を含む。第49条第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。）及び同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定する事業を含む。第49条第2項及び第3項において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第47条中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額

(2) 資本割 各事業年度の資本金等の額

(3) 所得割 各事業年度の所得

(4) 収入割 各事業年度の収入金額

第49条第1項中「第3項に」を「第4項に」に改め、同項第2号中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に、「第3項第2号」を「第4項第2号」に改め、同条第2項中「電気供給業」の次に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第46条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37の税率を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15の税率を乗じて得た金額

(2) 第46条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85の税率を乗じて得た金額

第52条第1項中「所得割（）」を「所得割等（）」に、「掲げる法人にあつては、」を「掲げる法人の」に、「とする」を「又は同号イに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。）」に改め、同項第2号及び第3号中「第72条の25第14項」を「第72条の25第16項」に改める。

第63条第8項第2号中「第73条第1項第22号」を「第73条第1項第24号」に改め、同項第3号中「第205条第1項第22号」を「第205条第1項第24号」に改める。

第85条の3第2項を次のように改める。

2 前項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、法第74条の10第1項又は第3項の規定による申告書に前項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額を記載し、かつ、施行規則第8条の4第1項に規定するところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第85条の3中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項（第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について知事に対し、施行規則第8条の4第2項に規定するところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が第1項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り、適用する。

第85条の5第1項中「第85条の3第2項」を「第85条の3第3項」に改める。

附則第7条中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第16条第1項第5号中「又は装置」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第46条第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和40年法律第34号）第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

乙第3号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例（別紙）

理 由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条から第9条までの規定及び第11条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第12条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。